

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年12月から18年5月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から21年4月11日まで
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月29日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月29日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月28日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月28日
⑩ 平成20年8月11日
⑪ 平成20年12月29日

私が保管している給与明細書に記載されている報酬額及び賞与額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が相違している。申立期間について、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成17年12月、18年1月、同年3月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載されている報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 2 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書の確認ができないものの、前後の給与明細書から前後の月と同額の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 12 月から 18 年 5 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 4 月から 17 年 11 月までの期間及び 18 年 6 月から 21 年 3 月までの期間の標準報酬月額、申立期間②から⑩までの標準賞与額については、申立人から提出された平成 18 年 6 月分、同年 7 月分、同年 9 月分から 19 年 4 月分、同年 6 月分から同年 11 月分、20 年 1 月分から 21 年 3 月分及び 17 年 12 月 29 日支給分（申立期間⑤）の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額とオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額が一致している上、18 年 8 月分、16 年 12 月 29 日支給分（申立期間③）、18 年 8 月 10 日支給分（申立期間⑥）、19 年 8 月 10 日支給分（申立期間⑧）、20 年 8 月 11 日支給分（申立期間⑩）及び同年 12 月 29 日支給分（申立期間⑪）の給与明細書においては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所及び A 厚生年金基金から提出された平成 16 年、18 年、19 年及び 20 年に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、17 年に係る厚生年金基金加入員給与月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書、平成 16 年度から 20 年度に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届及び健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書に記載されている標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録と一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額及び標準賞与額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和10年8月にA社に入社し、46年9月に定年退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻及び子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C本社から提出された勤労記録及び申立人の雇用保険の加入記録により判断すると、申立人が申立期間に同社B支店で継続して勤務(昭和30年4月1日に同社B支店から同社D支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 858

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、同年7月を1万8,000円、同年8月から40年1月までを2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月6日から40年2月1日まで

私は、昭和39年7月6日からA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、昭和39年7月を1万8,000円、同年8月から40年1月までを2万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間について、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月16日から同年8月16日まで
A社D工場から同社C営業所に異動した昭和56年7月16日から同年8月16日までの厚生年金保険の被保険者期間が抜けている。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し（昭和56年7月16日に同社D工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和56年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月7日から同年7月3日まで

申立期間については、A社を退職しておらず、継続して勤務していた。当時の給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された給与支給明細書には、A社と記載されている上、オンライン記録によると、申立人が異動したとする同社の関連会社であるB社は昭和59年7月3日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、A社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成15年8月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、役員等関係者の所在が不明で確認できず、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 816

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年6月まで
平成8年3月ごろ、息子が、息子夫婦と私の3人分の国民年金の加入手続を行った。私自身の国民年金保険料については、私が郵便局から納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、申立期間当時、国民健康保険料も納付していたため、どちらの保険料であったか明確でないと供述するなど、国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続は申立人の息子が行ったとしているが、その息子に聴取しても、申立人に係る加入手続についての具体的な記憶は無い上、申立期間については、申立人は60歳を超えているため国民年金の任意加入対象期間となるが、その時点では、年金受給資格を満たしているため必ずしも国民年金に加入する必要性も無い。

さらに、申立期間について、市を調査しても申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持したことは無く、当該年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金の加入記録の記載は無いとしている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで
申立期間当時、私は学生であったので、国民年金保険料は両親が地区の集金の人に払ってくれていた。3か月分だけ未納となっているのは納得がいかない。母親によると、集金の人に「今ならさかのぼって払える。」と言われ、その時に加入手続をして、保険料を払ったとのことである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和50年12月26日に48年1月から同年3月までの期間について、第2回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる。しかしながら、第2回特例納付による納付対象期間は36年4月から48年3月までとされているため、申立期間は第2回特例納付による納付はできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日、申立人が所持する昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料の領収書（昭和50年10月31日付け受領）及び旧台帳から、50年8月から同年10月ごろまでに払い出されたと考えられるが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

以上のことから、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続後、申立人の未納分の保険料の納付を行おうとしたものの、申立期間については特例納付及び過年度納付による納付ができなかったものと推認できる。

さらに、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 10 日から 46 年 2 月 1 日まで
申立期間について、A社かB事業所のどちらかで勤務し、重機のオペレーターとしてC地区の宅地造成の仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社かB事業所のどちらかで勤務しC地区において宅地造成工事に従事していたと供述しているところ、A社の事務部門を委託されているD社の事務担当者及びA社とB事業所に在籍していた複数の同僚の供述から、申立期間当時、B事業所はA社の下請け業者であり、申立人も、勤務事業所は特定できないものの、申立期間にC地区団地の建設工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 46 年 6 月 1 日であり、申立期間について、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記同僚のうち、申立期間当時、B事業所に在籍していたとする同僚については、オンライン記録によると、申立人と同様に、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる直前の昭和 46 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、当該同僚はB事業所には 44 年ごろ入社したと供述していることから、同事業所では、一部の期間について従業員を親会社であるA社の厚生年金保険に加入させていたものの、必ずしも勤務期間すべてについて加入させていたとはいえない状況がうかがわれる上、他の同僚からも、A社又はB事業所における当時の厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られ

なかった。

さらに、A社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料はないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 5 日から同年 3 月 25 日まで

私は昭和 40 年 1 月 5 日から A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したところ、「申立期間当時において当社に在籍していた者から、入社後 2、3 か月は試用期間を設けていたと聞いている。」との回答があった。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも当時の記憶が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までA事業所（現在は、B社）に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の事務担当者から「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があった上、当時の事業主は他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 45 年 2 月まで

私は、昭和 39 年 6 月に A 市 B 町にあった C 事業所に入社してプレス金型工として勤務していた。同事業所は従業員が 10 人以上であるため厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 事業所で勤務し、同事業所は A 市 B 町にあったとしているが、同所在地の当該名称の事業所は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の調査結果によると、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、C 事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の名字しか記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、「C 事業所」という名称の事業所のうち、D 県内に所在する 7 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査したが、いずれの事業所においても申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。